

宜議第497号
令和6年2月7日

議長
呉屋 等 殿

福祉教育常任委員会
委員長 伊佐 文貴

委員会審査結果について（報告）

第452回定例会において、本委員会に付託された案件の審査を終了いたしましたので、各案件の報告書及び会議録の写しを添えて、委員会条例第29条の規定により、その結果を報告いたします。

1. 委員会活動

期 間 期 日	会 議 月 日	備 考
令和5年 9月13日	令和5年 9月13日	議案第49号、議案第53号、議案第61号、 議案第56号
令和5年 9月14日	令和5年 9月14日	議案第52号、認定第 2号、認定第 5号、 認定第 6号、請願第 1号、請願第 3号、 請願第 4号、請願第 5号、陳情第 1号、 陳情第 5号、陳情第 7号、陳情第 8号、 陳情第16号
会議日数 2日間		

事件一覧及びその結果

議案番号	件名	付託月日	議決月日	結果
議案第49号	令和5年度宜野湾市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	令和5年9月12日	令和5年9月14日	可決 (全会一致)
議案第52号	令和5年度宜野湾市介護保険特別会計補正予算(第1号)	令和5年9月12日	令和5年9月14日	同意 (全会一致)
議案第53号	令和5年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	令和5年9月12日	令和5年9月14日	可決 (全会一致)
議案第56号	宜野湾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	令和5年9月12日	令和5年9月14日	可決 (全会一致)
議案第61号	宜野湾学校給食センターコンテナ洗浄機備品購入に係る物品の取得について	令和5年9月12日	令和5年9月14日	同意 (全会一致)
認定第2号	令和4年度宜野湾市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	令和5年9月12日	—	閉会中の 継続審査
認定第5号	令和4年度宜野湾市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	令和5年9月12日	—	閉会中の 継続審査
認定第6号	令和4年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	令和5年9月12日	—	閉会中の 継続審査
請願第1号	沖縄県に早急なPFAS血中濃度検査等を求める請願	令和4年10月6日	—	閉会中の 継続審査
請願第3号	福祉施設や教育施設で、ゲノム編集トマトの種苗を受け取らないこと、学校給食でゲノム編集された食材を使用しないことを求める請願	令和5年3月3日	—	閉会中の 継続審査
請願第4号	「フッ化物洗口」を学校で教職員に行わせないことを求める請願	令和5年6月13日	—	閉会中の 継続審査
請願第5号	教職員の働き方改革に向けたとりくみに関する請願	令和5年6月13日	—	閉会中の 継続審査
陳情第1号	学校における子供の健全な育成を求める陳情	令和4年10月6日	—	閉会中の 継続審査
陳情第5号	母子生活支援施設設置について	令和4年10月6日	—	閉会中の 継続審査

陳情 第 7 号	令和 5 年度福祉施策及び予算の充実 について	令 和 4 年 1 0 月 6 日	—	閉会中の 継続審査
陳情 第 8 号	帯状疱疹ワクチン接種費用の公費助 成に関する陳情	令 和 4 年 1 2 月 8 日	—	閉会中の 継続審査
陳情 第 1 6 号	「現物給付」への国のペナルティを 直ちに全廃し 1 8 歳までこども医療 費無料制度実現などこども医療費無 料制度の改善を求める陳情	令 和 5 年 6 月 1 3 日	—	閉会中の 継続審査

福祉教育常任委員会会議録（要旨）

○開催年月日 令和5年9月13日（水）1日目

午前10時00分 開会

午後 3時21分 散会

○場 所 第1常任委員会室

○出席委員（8名）

委員長	伊佐 文 貴	副委員長	屋良 千枝美
委員	棚 原 明	委員	松 田 朝 仁
委員	座間味 万佳	委員	山 城 康 弘
委員	伊佐 哲 雄	委員	岸 本 一 徳

○欠席委員（0名）

○説明員（11名）

契約検査課長	伊 禮 理 子	契約検査課 契約検査係長	我 如 古 誉 幸
福祉推進部 子ども政策担当次長	浜 里 郁 子	こども政策課 こども育成係長	比 嘉 直 子
健康推進部 次 長	米 須 之 訓	国民健康保険課 課 長	香 月 直 子
国民健康保険課 庶務係長	登 川 恭 佐	国民健康保険課 後期高齢者医療係長	森 岡 誠
指 導 部 次 長	松 本 勝 利	学校給食センター 所 長	伊 佐 英 人
学校給食センター 管 理 係 長	外 間 正 彦		

○議会事務局職員出席者

主任主事	伊 佐 直 樹
------	---------

○審査順序

議案第49号 令和5年度宜野湾市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第53号 令和5年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第61号 宜野湾学校給食センターコンテナ洗浄機備品購入に係る物品の取得について

議案第56号 宜野湾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

第452回宜野湾市議会定例会（福祉教育常任委員会）

令和5年9月13日（水）第1日目

○伊佐文貴 委員長 おはようございます。ただいまから福祉教育常任委員会を開会いたします。
これより議事に入ります。

（開会時刻 午前10時00分）

【議題】

議案第49号 令和5年度宜野湾市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○伊佐文貴 委員長 議案第49号 令和5年度宜野湾市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑に入る前に、担当課より議案第49号についての説明をお願いします。健康推進部次長。

（執行部説明省略）

○伊佐文貴 委員長 それでは、本件に対する質疑を許します。岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 5ページの歳入3款1項3目の出産育児一時金補助金79万5,000円の、これは国の次期医療保険制度改革の主要事項ということで資料があるのですけれども、次にやる後期高齢者医療制度の中で、75歳以上の方々も後期高齢者医療制度、出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組みを導入することで、これが始まったからなのか、それとは関係ないのかという観点から質疑をさせてください。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 ただいまの御質問ですが、この出産育児一時金の補助金につきましては、令和5年度から一時金が、これまで42万円だったのが50万円に引き上げることに伴う保険者の負担が増えるということに対する補助金となっております。

関連はするのですが、委員お尋ねの後期高齢者医療制度の支援金というのは、次年度以降検討はされているところですが、これはこれで今年度から負担が増えますので、それに対する補助金と認識してございます。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 要するに出産育児一時金の引上げに伴う保険料率の影響、度合いに着目した財政支援であると。私が調べた中では、そういうふうにかかれていたのですけれども、令和5年度から8万円、大幅な引上げがある出産育児一時金、令和6年度以降は後期高齢者医療制度から支援金が充当されることも考慮し、令和5年度に限って増額分の一部について国庫補助を実施するというふうなことが、ネットで調べたら、そんなふうになっておりました。

この配分については、国のさじ加減というか、国の配分については、黒字団体と赤字団体、それぞれ何か違うような情報があるのですけれども、そこについては、うちはどんなふうになっていますか。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 岸本委員がおっしゃったのは、7%分の配分ということでよろしいでしょうか、後期高齢者支援からの。

○岸本一徳 委員 これは後期か。ではないのだよ、今。

○国民健康保険課長 今は、国からの補助金となっております……

○岸本一徳 委員 それに代わるものが、国としては手当てしたという話よね、これは。

○国民健康保険課長 そうです。

○岸本一徳 委員 こういうルールは、今年度に限っては該当しないということで。

○国民健康保険課長 はい。

○岸本一徳 委員 認識してよろしいですか。

○国民健康保険課長 はい。

○岸本一徳 委員 分かりました。ありがとうございます。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 次行きます。6ページの4款1項1目保険給付費等交付金があるのですが、県繰入金2号分と説明欄にあるのですが、私が要求した資料⑱、これでいきますと、県支出金は医療費適正化特別対策事業の人件費増に伴う県補助分の増というふうにあるのですが、ちょっと説明してもらわないと、あまり意味がよく分からないのです。

これって会計年度任用職員の対象ですか。それともレセプト点検、そうですね。レセプト点検をする方も会計年度任用職員という位置づけだと思うのですが、この辺の説明をもう少し詳しくお願いできませんか。例えば何名いらっしゃって、この何名の方々に、こういうふうな形で、いわゆる増額していきますよということだと思うのですが、お願いします。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 4款1項1目保険給付費等交付金、その中の特別交付金として2万9,000円が歳入に計上されております。これにつきましては、歳出の医療費適正化特別対策事業のうちの会計年度任用職員9人分の期末手当の率の改定に伴う増分に対する県の補助金となっております。この9人分の補助等の内容につきましては、レセプト点検員、第三者求償事務、それから柔道整復療養費担当などとなっております。この補助のほうは、県の2号繰入金で充当されますので、その分が、こちらで計上されているものであります。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 単純な質疑ですが、これって毎年この時期にあるというふうに認識してよろしいですか。物価高騰による手当てなのか、何か理由があって。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 この人件費の今回の期末手当の率の増につきましては、人事院勧告に伴うものとなっております、毎年決まっているわけではなくて、その年度により違う内容で示されるものとなっております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 14ページと15ページ、会計年度任用職員の内訳とか、給与費とか、全部入っているのですが、ちょっと気になることがあります、今年も募集というか、国保かどうか、ちょっとあれなのですが、会計年度任用職員を募集しますとかと出ていて、これはホームページから入れたのですけれど

ども、報酬額が時給950円から993円ですよと。経験年数に伴って少し加算がありますよみたいな募集要綱があるのですけれども、ほかの市町村の情報を見たら、時給は、この担当職員、専門職、特に今言う、いわゆる第三者求償とか、それからレセプト点検とか、すぐに素人がやったら担当できるようなものではない。最初から分かる人っていないと思うのですけれども、そういう人というのは、やはり多少一般事務の会計年度任用職員の方よりは、多少なりとも、その経験は加算をしてあげるべきなのではないかなというふうに思うのですけれども、それでほかのところはどうなのかと。例えば南城市とかというのは、これは特別支援教育支援員なのですけれども、時給が1,357円から1,470円です。これって那覇市なんかもそうすけれども、1,200円とか、自治体で会計年度任用職員の給与の在り方というのは、全部ばらばらというふうに思ったりしているのですけれども、単純に例えば誰でもできる仕事、どこに配置されるか分からないというような会計年度任用職員と、皆さん国保なんか、レセプト点検というか、第三者の求償とかという部分というのは、専門性が必要になってくるわけです。

恐らく5年とか、10年ぐらいやらないと、人件費の成果は出てこないのかなというふうに思ったりするのですけれども、これについては、次長、どんなふうなのですか。会計年度任用職員の待遇というか、今回人勧に関するもので、期末手当の増ですよというふうな説明ではあるのですけれども、もともとのいわゆる給与体系が、各市町村によって違うのかなという、ふとそういう疑問を持ったものですから、当然高いところにしか募集したら行かないような気がするのですけれども、と思うのですけれども、これは人事課に聞く話かな。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 ただいまの御質疑ですが、議員おっしゃるとおり、報酬額については、各市町村で任意で決めているので、一律ではないといった状況です。当然高いところに行きやすいというのはあるので、その後募集しても、やはり確保がなかなか難しいという状況の場合は人事課とも調整の上、ちょっと額の改定に向けてちょっと調整したりすることもあるのですが、今、国保のレセプト担当については、未配置という状況はないので、今改定というところは、現状では考えていないところです。

○岸本一徳 委員 前は、臨時職員の中でも契約職員みたいな感じで、そういう人たちは5年とか、10年で契約していたのかなと思うのですけれども、今は全くそういう5年とか、10年のスパンのあれはないわけですか。継続してもらおうという、本人が希望すれば継続するというような形ですか。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 委員おっしゃるとおり、以前は非常勤職員でいうと臨時職員と嘱託員という制度があったのですが、地公法の改正で、令和2年度から会計年度任用職員制度というのがスタートして、その時点で、その前にいた臨時職員、嘱託員については、この会計年度任用職員に移行している流れがございます。任期については、基本1年の任用で更新していくということで、3年に1回は公募をかけて、また継続する人も継続任用の申請を出してもらって、面接をした上で配置をしていくという流れになってございます。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 答えなくてもいいのですけれども、レセプト点検は、例えば生活保護のところもレセプト点検はありますよね。医療制度というか、国保と別扱いですから、そういう点検する、いわゆる会計年度任用職員が大体そこに携わっていると思うのですけれども、そこって例えばその方々に指導するのは、教え

ていくのは、係長がやる仕事なのですか、それともそういう専門、いわゆる技術的な、それからまた知識を豊富にしていくために、この人たちは研修制度みたいなものはあるのかどうか。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 お答えいたします。国保のレセプト点検員につきましては、有資格者となっております。医療事務の資格を持っている方になります。ですので、それらの研さんを積んだ方が働いているのですけれども、毎年の診療報酬明細書、レセプトも新たな薬剤が入ってきたり、毎年度変わってきますので、それにつきましては、国保連合会を中心に毎年研修がありまして、そこで実務の講習をしています。また、市町村のレベルでも、市町村同士集まっての研修会も年に2回ほど行われております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 全く素人はできないわけですね、専門性がある。次の人に回します。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 ちょっと確認だけさせてください。今回一般会計からの法定外1億円の繰入れをして、それから8ページに載っている数字1億3,400万円、繰上充用金の確定、これは決算による確定で3,300万円ぐらい、そのプラスで約1億3,400万円の減額補正なのですけれども、補正後の2億4,200万円余りは、我々は国保特会の累積赤字というふうな認識でよろしいですか。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 山城委員おっしゃるとおり、9月補正後の累積赤字額は2億4,244万3,000円となっております。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 ということは、今国保特会の2億4,000万円まで、皆さんの累積赤字を圧縮してきた。計画で今後も法定外も入れながら、今度しっかり解消していくという計画が進んでいると思います。

それで、11ページの11款1項1目前年度繰上充用金、今回3,300万円余りの減額補正、これは当初予算では繰上充用金の11款は含まれていないのですけれども、5月の臨時会で新たに3億7,700万円余りの数字が来ました。それで、3,300万円の決算に伴う補正ということで、去年の数字を見てみると、去年も約2,300万円補正しているのです。5月に上がってくる数字の出し方とか、あるいは9月で補正していく、その中身が少し見えないものですから、去年は2,300万円ぐらい補正されている。5月に出すときの数字の根拠と、それから決算で確定してくるといふ数字なののですけれども、その辺流れを説明してもらえますか、ちょっと分かりにくい。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 11款1項1目前年度繰上充用金につきましては、山城委員おっしゃるとおり、5月の臨時会におきまして、前年度の決算で赤字になった分を繰上げ充用するために、行うために計上しております。その計上の仕方なののですけれども、5月臨時会が行われるのが5月の末頃となりますけれども、その予算編成を固める時期といいますのが、4月の末から5月の上旬頃になります。

その期間といいますのは、歳入は決算上、出納整理期間を持っておりますので、保険税が収入として日々入っているような状況になります。5月末を迎えるまでの一月間で、まだどれほどの保険税が収入として入

ってくるかという見込みを立てた上で、おおよそこれぐらいの保険税が入ってくるだろうということを想定して、それでもなおかつ決算に、赤字で不足する額というのを見込んで繰上充用金を計上しております。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 ということは、出納整理期間の間、皆さんが税金を見積もった金額よりかは上がっているということで認識だよね。要は、皆さんが見積でやっている、その金額が上がっているから、その繰上充用金も減額になったという、その認識でよろしいですか、皆さん頑張って、しっかり徴収したという。当初の見積りよりかは大幅に徴収ができたというふうな認識でよろしいですか。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 委員がおっしゃるとおり実際に計上した、入ってくるであろうと見込んだ保険税より上回る額の保険税収入があったということで、繰上充用金が生じました。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 徴収に関しても出納整理期間に関して、皆さんしっかり頑張って、自分たちが出した最初の数字よりかは、しっかりそれ以上に徴収しているということで、努力しているということで認識しています。委員長、以上です。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 今の質疑と少しかぶるかもしれませんが。8ページの8款諸収入、4項雑入、7目歳入欠かん補填収入、これは赤字をどれぐらいということで、把握、確定をするための、いわゆる会計の処理の仕方というか、表示の仕方というふうに認識をしております。

実は、決算のときには、この歳入欠陥補填収入というのは、どこにも出てきません。だと思います。その認識は合っていますか。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 岸本委員おっしゃるとおり、決算額としてはゼロになるので、決算書上では出てこない数値となっています。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 歳入欠かん補填収入が補正減ということは、赤字が少なくなったという意味を表しているのかなと思うのですがけれども、さっき山城委員も言っていました、赤字の現在総額は2億4,244万3,000円というところまで圧縮をしたのだということで、1つ、令和2年、令和4年、保険税の改定、アップをしたと思うのです。それがあって赤字の額が10億円を超えるときもありましたし、それからだんだん圧縮をされてきているので、そういうことが一番の最大の影響かなというふうには思うのですがけれども、次は大体全国的にも令和6年度ぐらいが税率の標準税率を示していくとか、決めていくとかというふうなことに向けて、準備、取組をしてきたのか。県もそうだし、それから各市町村の保険税も、そういうことを努力してきたというふうに思うのですがけれども、なかなか沖縄の場合には、宜野湾市も含めて、次、改定、どのくらいなのかというのに関心がありますし、それからまたどのぐらいまで圧縮できるのかなと。

ただ、決算資料を皆さんから頂いて、被用者数は、国保は減っているのに医療費は増えてきているのです。だから、歯止めが利かないのです。普通だと、被用者数が減るということは、医療費も少なくなって当

然ではないかなというのが、普通の常識的に考えて、そうなのですけれども、この辺の重症化しているとか、やはり医療費に係る入院が多くなっているのかどうなのかという辺り、ここがあるとします。

それで、私も今回一般質問でも医療費を抑制するとか、どうやったら抑えることができるのか。市民にどういった啓発ができるのかというふうなことを一般質問でもやってはいるのですけれども、国保って、なかなか難しい話で、私は最初に毎回決算のときに言うのは、国保は欠陥商品ではないかと。制度そのものが介護とかの制度と比べて、どこか欠陥があるのではないかと、そう思わざるを得ないといいますか、思うのですけれども、この辺のことについては、これから計画もつくっていく、それからどうしていく、判断をしていく、物価高騰の折でもあるので、すんなり計画どおりいくのかということも含めて、このことについてはどうですか、次長。今言えること、分析して導き出せることを御説明いただければと思います。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 岸本委員のおっしゃっていたのは、赤字解消の見通しということによろしいでしょうか。お答えいたします。

本市の国保財政健全化計画については、令和2年、令和4年に引き続きまして、令和6年度においても税率改定を行って、単年度収支の赤字を解消していくことを目指しておりました。ただ、現在原油高とか、物価高騰などによる市民生活への影響等を考慮しまして、国も対策が講じられている中、令和6年度に税率改定を行うのは厳しいのではないかと認識しているところです。

次期改定につきましては、今年度策定予定となっております、第3期の宜野湾市国保財政健全化計画で協議していく予定となっております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 これは毎年運営協議会というのがありますよね、外部の有識者が入っての。様々なことを決めていく決定機関だと思うのですけれども、そこの取りまとめというのが、今3期の財政健全化計画という、これはイコールなのですか、別物なのですか。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 今おっしゃる見解なのですけれども、まずは庁内の財政健全化計画を策定する担当部門がいて、そこで協議した、決まった内容を案として運営協議会にお諮りして、最終的にも決定していく予定であります。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 最終的には、そこから答申をもらって、いわゆる計画、成案として取り組んでいくという認識でよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○岸本一徳 委員 ありがとうございます。それから、9ページの2款4項1目出産育児一時金ですけれども、説明欄に財源更正とありますよね。財源組替とか、そういうのはよく聞くのですけれども、更正というのは、あまり聞かないものですから、これって実際には組み替えたというふうに認識しているのか、説明いただけますか。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 お答えいたします。今おっしゃっていたのは、財源組替という言葉がございましたが、財務会計システムのほうが今年度から更新されまして、新たなシステムでは財源組替という言葉に代えて財源更正という言葉が使われております。意味は同じものになります。

中身につきましては、先ほどお話がありました、出産育児一時金の歳入の増加がありましたので、その分一般財源が同じ額だけ不用となっておりますので、その補正後の財源が変更したということでこのような表記となっております。

○岸本一徳 委員 分かりました。ありがとうございます。

○伊佐文貴 委員長 進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 審査中の議案第49号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午前10時40分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午前10時50分)

【議題】

議案第53号 令和5年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

○伊佐文貴 委員長 次に、議案第53号 令和5年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

質疑に入る前に担当課より議案第53号についての説明をお願いします。

(執行部説明省略)

○伊佐文貴 委員長 本件に対する質疑を許します。岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 5ページ歳入2款3項1目事務費繰入金と、それから7ページ歳出1款1項1目一般管理費は関連しているのですよね。補正が84万円ということで、先ほど説明の中で、人事異動による補正なのだということをお伺いしましたけれども、先ほどの国保の特別会計の中で、人勸云々という会計年度任用職員の、いわゆる期末手当の率をというのがありましたけれども、この後ろの12ページの職員数見ますと、(3)とあるので、3名会計年度任用職員がいらっしゃるのですか。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 3名在籍しております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 これは国保と違って、こっちはない。既にどこかで、6月議会でという認識なのか、ちょっと。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 お答えします。後期高齢者医療特別会計の会計年度任用職員につきましては、期末手当の率の増に対して、支払いに不足が生じないことになっておりますので、当初予算で過不足なく手当がお支払いできるということでございます。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 少しそこが同じ課の中にいて違うのかなという。当初予算でちゃんと手当されているということで認識をいたしました。

それから、6ページ、繰越金なのですけれども、この特別会計そのものが、国保なんかだと保険給付費とか、医療費とかというのが出ていく、歳入歳出の中で、うちの実態はどうなっているのかというのがよく分かるのですけれども、この会計、分からないではないですか。医療費は全くない。単に納付金というふうな形で、後期高齢者医療広域連合に交付をしていくという、そういうことなのですけれども、この繰越金というのは決算で出てきた場合、これは恐らく一般管理費辺りの、要するにこれは繰越金になるのかなと。その辺からちょっと確認したいと思います。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 お答えいたします。4款1項1目繰越金につきましては、委員おっしゃったように一般管理費の歳出の事業費の繰越し分と、あと出納整理期間内に収納があった保険料のほうを繰越金として計上しております。

決算上、出納整理期間ということで、年度を超えての4月と5月までは保険料を徴収することが可能となっておりますが、後期高齢者医療特別会計につきましては、納めた保険料を全て市のほうから広域連合に納めて、そちらが保険者として事業等を主体となって行うことになっております。今回出納整理の期間内に、この2か月間に納めた保険料を納付するのは、翌年度になってからの納付となりますので、歳出は3月までできなくなりますので、4月、5月中に入ったものにつきましては、翌年度の会計から広域連合に納めることとなっております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 例えば本市の後期高齢の方々の医療費をこれだけ抑制したから、繰越金として、剰余金として、数字が出てきましたよというのは、全然わけが違うわけですよ。ということは、医療費とか、保健事業とかというのをやって、その効果というのは、広域連合の中に効果が出るのであって、我々の特別会計の中には、反映はされないという認識でよろしいでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 おっしゃるとおり、特別会計では保健事業の効果による繰越金の増とか、そのようなものは見られないこととなります。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 僕は、この繰越しは、次のいわゆる広域連合に納める納付金に使えるのかなと思ったのですけれども、そうではないわけですか、財源として。繰り越ししたものを次年度に使えるということではないわけですか。ただ、市民から預かった、いわゆる出納整理期間の中のもの、ちゃんとその分は確実に次年度にちゃんと広域連合に納めないといけないという、そういうルールは分かるのですけれども、こちらが自由になる、繰越金では、剰余金ではないのだという認識をもう一度確認したいと思います。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 今おっしゃった繰越金なのですけれども、歳出の9ページを御覧いただきたいのですけれども、他会計繰出金205万1,000円が計上されております。先ほどの繰越金3,600万円のうち、ちょっとすみません。ページは飛ぶのですけれども、8ページの後期高齢者医療広域連合納付金3,448万3,000円については、前年度の出納整理期間内に収納した保険料ということで、広域連合に納めております。その繰越金から出納整理期間というものを差し引いた残りが9ページの205万1,000円となっております、こちらが先ほど委員おっしゃった事業費等に関連する純粋な繰越金となっております、これにつきましては、事務費として一般会計から繰り入れていただいたものを、こちらからまた一般会計に繰り出して戻すという流れになっております。

○岸本一徳 委員 なかなか努力した分が報われない特別会計になっているのだなという思いだけが、あと努力した、例えば収納率にしても、国保なんかだとインセンティブがあるではないですか。広域連合は、そういうのはないのですか。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 広域連合につきましては、収納率によるインセンティブはございません。

○岸本一徳 委員 こちらは保健事業ではないのかもしれないのですけれども、委託先になるかもしれませんけれども、その努力というのは、宜野湾市の後期高齢者医療特別会計に反映されるものは何一つないということなのですか。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 保健事業の関連でインセンティブがあるのですけれども、このインセンティブ自体は、広域連合で市町村分まとめて歳入として入ってくるということで、直接市町村に全部インセンティブとして交付されるものは、今の時点ではありません。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 分かりやすい説明ありがとうございます。もう一つ聞きますけれども、ここは保険者ではなくて何なのですか、宜野湾市は。委託先ですか。これは法的なものかな、位置づけ的には。構成員。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 正式な名称は分からないのですけれども、後期高齢者医療特別会計につきましては、全国的には都道府県が保険者となっております、その下にいる市町村につきましては、広域連合を構成する構成員と認識しております。正式な名称は、ちょっとすみません。

○岸本一徳 委員 法的な位置づけを少し後でまた分かりましたら、教えてください。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 市町村は、保険者に当たるかどうかというところなのですけれども、実施主体としては、広域連合というところになっておりまして、全ての市町村が加入しているということで、先ほどあったとおり保険者としては広域連合、その加入者、構成員として市町村があるといった形と認識しております。質疑に対する回答は、これでよろしいですか。

○岸本一徳 委員 要するに法的な位置づけというのは、例えば後期高齢者医療、この根拠法の中に位置づけがちゃんと市町村はこうですよという、こういう責任がありますよというのがあるのかなということ、これは後で結構です。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 補足です。法令で定められているところなのですが、広域連合が運営主体で、市町村については、窓口業務を行うということでございます。

○岸本一徳 委員 分かりました。

○伊佐文貴 委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「関連して聞いていいですか」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 一般質問でも通告していますが、75歳以上の沖縄県の広域連合、マイナンバー、保険証に取って代わっていくというか、そういう流れがあるのですけれども、後期高齢者だけ交付率が極端に低くなっているような実態が見受けられるので、後々は、皆さん保険者ではないにしても、本市の75歳以上の後期高齢者の市民の方々が後で困るようなこと、メリットはいっぱいあるけれども、そのメリットを生かし切れないという部分が必ず交付率とか出てくるのではないかなと思うのですけれども、今回の一般質問でも後期高齢者医療広域連合の中でも、そういうのが何名も質疑がありまして、言っていることは誤入力のことばかり言っていましたので、これからデジタル化に伴って進んでいく、それから薬の処方仕方とか、いわゆる今の実態、状態で、お年寄りのAという人に、この薬の処方したら、ちょっとまずいよねというのが、デジタル化しないと、やはりお医者さんでも、この人は、私以外にもかかりつけ医でいらっしゃる、そういうデータも、これから必要になってくると思うのですけれども、交付が余り低いと、今度また恐らく窓口業務している、本当に皆さんが頑張らないといけないので、お願いもあると思うのですけれども、恐らく全国的にも後期高齢者は低いと思います。

ここを何とか対策するのも、また来年からやりますという話ではなくて、窓口に来たら、そういうふうなことを進めていくというようなことも、これ選択は自由ですから、強制的にはできないと思いますけれども、お年寄りがすぐできるかどうかというのは、本人たちの申請で、すぐできるかどうかというのは、うちも88歳の母親がいるのですけれども、我々で全部やりましたので、そういう家族がいらっしゃらない高齢者というのは、なかなか大変だろうなど。サポートする部分というのも、この辺の対策を少し皆さんも窓口に来るとか、それからまた様々な窓口業務の中で、そういうことも先に手を打っていったほうが、私は安心ができる、そういう宜野湾市になってくるのではないかなというふうに思いますけれども。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 マイナンバーカードの取得率が後期高齢者の世代では低いという話なのですけれども、やはり一定数申請されていない方はいらっしゃいます。国から示されているのが、以前は資格確認証の代わりになるものとして、保険証代わりとして、それを持っていけば病院で受診ができるというような救済があるわけなのですけれども、以前は、これが個人の申請ベースに基づいて資格確認証を発行してということではあったのですけれども、最近国の通知がありまして、変わってきて、申請していない方については、職権で、こちらが郵送することができるというふうに、期間も5年以内で保険者が決めることができるとい

うふうに変わってきておりますので、この辺りで、マイナンバーを持っていないことで、医療が受診できなくなるというようなデメリットもある程度緩和できるのかなと考えております。

ただ、おっしゃるようにお薬、調剤に関する飲み併せの問題が、ほかの病院を受診していても、それが把握できるようになるというようなメリットにつきましても難しいと思いますが、医療の受診に関しましては、そのような救済策があります。

○岸本一徳 委員 紙ベース。

○国民健康保険課長 ほぼ保険証と同じもので、ちょっと様式が違うものになります。

○岸本一徳 委員 分かりました。そこはまた、よろしくをお願いします。

○伊佐文貴 委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「進行」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 それでは進めてまいります。

審査中の議案第53号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午前11時15分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午前11時17分)

○伊佐文貴 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間休憩いたします。(午前11時17分)

◆午後の会議◆

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午後2時00分)

これより午後の会議を進めてまいります。

【議題】

議案第61号 宜野湾学校給食センターコンテナ洗浄機備品購入に係る物品の取得について

○伊佐文貴 委員長 議案第61号 宜野湾学校給食センターコンテナ洗浄機備品購入に係る物品の取得についてを議題といたします。

質疑に入る前に担当課より議案第61号についての説明をお願いします。契約検査課長。

(執行部説明省略)

○伊佐文貴 委員長 本件に対する質疑を許します。岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 まず、この入札なのですが、最近は建設部の発注、発注は総務部でやるのですが、建設部が実際の主体となる部分の物価高騰により入札が不調に終わったりしている部分もあるのですが、この給食センターのコンテナ及び洗浄機というのは、昨今の円安とか、物価高とか、そう

いうものには何も影響されていないということなののでしょうか。それとも今回相当入札している業者の方々は努力の跡が見られるとか、この辺のことは担当部、担当課としてはどんなふうに見ていらっしゃるのでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 岸本委員の御質問にお答えいたします。令和4年度において、この備品購入のほう、予算のほうを市場価格調査して予算は計上しております。また、この入札に当たりましては、予定価格を設定する上で再度市場価格調査をして、昨今の状況を踏まえて、予定価格を設定して入札に対応している状況でございます。なので、物価高騰の影響は、やはり人件費の高騰であったり、燃料費の高騰であるというところは、物であったり、サービスであったりというところで影響が生じますので、影響があったとは思いますが、予算の確保、また市場価格の調査等をして適正な価格で設定しているものと理解しております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 それは予定価格を決めていくとか、事前の調査であるというので、十分そこは配慮というか、環境そのものが厳しいというのを踏まえて、要するに入札についても、そういうことを当局で努力したというふうなことでよろしいのですか。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 岸本委員の御質問にお答えします。価格設定においては、当然業者さんが応札してくれるかしてくれないかとか、また複数の業者のほうが入札にかけてくるかと思しますので、我々としては、やはり最小の経費で最大の効果を上げる努力をしないとイケませんので、適正な価格を市場価格調査してやってはいるのですが、昨今のウクライナ侵攻から物価高騰の影響とか、やはり近年その状況というのは、かなり流動的な要素もありますが、我々としては、適正な価格で計上できるように努力しているところではございます。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 分かりました。それから、これは老朽化に伴ってというか、買換えをするということがあると思うのですが、何とか式とか、その形式があるでしょう。NAWコンテナ洗浄機（バジジ式）とかありますよね。これは要は、その機械のシステムとか、機能の、洗浄のやり方とかというもので、そういうふうになってくるのかなと予想するのですが、以前の方式と、例えば輸送するトラックというか、搬送車の、いわゆるサイズとか、規格とか、それから洗浄する食器とかなんとかというふうなことも全て含めてこういう機種というか、設定をしていくものだというふうには、こういうものを購入したいので、ここを要するにお願いしますと、入札してくださいというふうなことになると思うのですが、これというのは、今までどおりの型、それともまた新しい技術とか、新しい商品なのかどうなのかというふうなことはどうなのですか。

○伊佐文貴 委員長 管理係長。

○管理係長 ただいまの御質問にお答えいたします。今回購入される機種のほうに関しては、宜野湾給食センター建設当時からある、コンテナ洗浄機の機能に基づいた機種を選んでいただきまして、設置場所、設置寸法ですね、それらを今ある機械に合わせて新しく購入しないといけないものですから、その辺の寸法とかを合わせて機種を選んでおります。それでも僅かな変更とかあるので、受注発注で微調整をしたもので、今あるスペースに入るような機種を選んでおります。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 車ではないですけども、年式とか、そういうものはありますか、モデルみたいな。そういう新しいものに切り替えているのですよと。それでも機能的には前よりも能力は上ですよとか、そういうふうなものがあるのかどうなのか。この辺については、皆さんの説明の中では、あまりよく分からないものだから。

○伊佐文貴 委員長 管理係長。

○管理係長 新たな機能の追加はありません。あくまで今設置されている機能のモデルチェンジです。水道圧、電力に合わせた機能のモデルチェンジですので、新たな機能の追加ではないです。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 この洗浄機は1台で、そこに通すコンテナは25台とあるのですけれども、この洗浄というのは、普通給食を終えて帰ってきたら、すぐ洗浄するのですか。それとも搬出する、給食が出来上がって搬出する前に、それはその当日で消毒というのですか、洗浄をやるものなのか、ちょっとそこだけでも教えていただけますか。

○伊佐文貴 委員長 管理係長。

○管理係長 コンテナ洗浄機に関しては、午前、給食、学校に配送し終えて午後回収し終わった後に、中の食器類を全部出して、コンテナはコンテナ洗浄機で洗浄、食器類はまた食器洗浄機で洗浄、後日の給食の食器類をセットして、そちら洗浄機に戻す。その後、コンテナごとコンテナ保管庫で殺菌消毒するという流れです。

○岸本一徳 委員 分かりました。以上です。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員。

○棚原明 委員 今回の物品の中にはコンテナ洗浄機プラスコンテナも25台入っていくということなのでしょうか、洗浄機だけなのか。

○伊佐文貴 委員長 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 お答えいたします。今回はコンテナ洗浄機のみです。コンテナは入っておりません。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員。

○棚原明 委員 コンテナ洗浄機は20年たって、保守点検を行ってこられながら、経年劣化があるということなのですが、将来的にはコンテナも取り替えるおそれもあるということなのでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 管理係長。

○管理係長 お答えいたします。コンテナ自体は、各学校へ配送して、その学校で取り扱いをして、生徒がちょっと動かす場面もありますので、やはり劣化がコンテナごとに違うものですから、将来的にはではなく、ちょっと消耗が激しいコンテナが出てきた際には1台ずつの取り替えという形になります。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員。

○棚原明 委員 ありがとうございます。やはり今話があるように生徒が扱うものであったり、毎日使うということなので、やはり経年劣化もあるから、その時々で対応を変えたりとか、いろいろと修繕をしながら使っているということですね。以上です。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 よろしくお願ひします。今回指名競争入札ということで、4社を指名して有限会社中島工業さんが落札をしたということのようですけれども、残りの3社については、市内業者というようなことでよろしいですか。

○伊佐文貴 委員長 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 お答えします。市内業者になります。

○伊佐哲雄 委員 そのうち1社が辞退しているようですけれども、何か理由とか、もし差し支えなければ教えてください。

○伊佐文貴 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 有限会社成登建設さんなのですが、こちらは辞退理由としましては、仕様を満たす調達ができないということで、仕様に対応できないということで、辞退届が出されております。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 それと、議決されれば発注してというようなことなのですけれども、製造期間に3か月とあるが、これはオーダーメイドというようなことで考えていいのか。依頼をかけてから工場部品を作り、それを組み立てていくというふうなことで、3か月というようなことなのかどうか。これは本土かなと思うのですけれども、その辺ちょっと教えていただけますか。

○伊佐文貴 委員長 管理係長。

○管理係長 お答えいたします。その件に関しては、コンテナ洗浄機、もともと既製の寸法ではあるのですが、各調理場の設置場所の寸法に合わせるために配管ですとか、電気設備の位置ですとかを受注発注によって場所をずらしたりとか、そういうものがありますので、3か月に要するというようになります。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 ということは、取付けに際しても、春休み期間中のようですから、11月からではなくて、何日か、2週間ぐらいの期間を要するというように考えてよろしいですか。

○伊佐文貴 委員長 管理係長。

○管理係長 お答えいたします。今、製造の段階で、今ある寸法のほうは、正確に計られて発注していますので、物が運び込まれたら、取付けに関しては1週間という回答を業者から頂いています。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 それから、洗浄並びに殺菌消毒というようなことだと思うのですけれども、蒸気でもって洗浄するというように考えていいのか。それは当然蒸気ですから、かなり高温だと思うのですけれども、いわゆる結構な汚れとか、食品ですから、当然腐敗、菌がついたりということも当然あると思うのです。その辺のところの清潔というのか、その辺のところは当然クリアしていると思うのですけれども、蒸気というのは、この機械から満遍なく噴射されるというように考えていいのですか。そして、その後の乾燥が必要だと思います。乾燥工程が。それは、そこの中には見えないのですけれども、きちんとその辺のところは確保されておりますか。

○伊佐文貴 委員長 管理係長。

○**管理係長** お答えいたします。すみません。ちょっと1か所訂正があるのですけれども、蒸気での洗浄ではなく、高圧の温水の洗浄になります。この機能としては、中に入れた保管庫が傾斜を繰り返すような形で、中に満遍なく洗浄ができるようなタイプになっております。消毒に関しては、洗浄が終わった後に、後日の食器を入れて、消毒保管庫という、またコンテナごと消毒する保管庫がありまして、そこで消毒いたします。

○**伊佐文貴 委員長** 伊佐哲雄委員。

○**伊佐哲雄 委員** その消毒したあとに乾燥させるということか。

(「はい、そうです」という者あり)

○**伊佐文貴 委員長** 伊佐哲雄委員。

○**伊佐哲雄 委員** その大きさに対して、多分1台ずつの洗浄かと思っておりますが、そのとおりでよろしいですか。

○**伊佐文貴 委員長** 管理係長。

○**管理係長** 1台ずつの洗浄になります。

○**伊佐哲雄 委員** 以上です。

○**伊佐文貴 委員長** 松田朝仁委員。

○**松田朝仁 委員** 先ほど棚原委員と岸本委員からありましたけれども、20年ほど使っていて、経年劣化とかあると思うのですけれども、20年前か、ちょっと覚えていないのですけれども、この食品衛生法の国際基準が、HACCPの基準が上がったと思うのですけれども、大きな買物なので、これからまたハードルが上がる可能性もあると思うのですが、そのパーツ、パーツで小分けして、その部品が替えられる形状になっているのか。固定式で、この金額の2,850万円になるのか、そういったことを調査したのかというのをちょっと確認したいと思います。

今の食品衛生法の基準が上がったと思うのですけれども、いろいろな工場が、このHACCPをクリアしなくてはいけないということで、会社自体を移して、この基準に合うようなブース自体を作ったという会社が多いのですけれども、その給食のほうでもパーツ、パーツで替えられないで固定化になってしまうと、この基準が改正されたときに、また大きな買物にならないかと懸念するのですけれども、その辺の調査はどうだったのか、お聞きしたいなと思います。

○**伊佐文貴 委員長** 指導部次長。

○**指導部次長** 松田委員の御質問にお答えいたします。

今現状では、法的な機能を満たしているところは、松田委員が懸念されているような、未来に向かって、その基準がどう変わっていくかというところが、分からない状況なので、今現時点では、先ほど管理係長からも答弁ありましたとおり、コンテナの対応ができる機能、仕様となっておりますので、それは今この機械ですので、包括的な形になっておりますので、今後もしそういった基準等が、ハードルが上がれば、その基準の内容等を確認して、通常は経過期間がありますので、そういったところで必要な対応があれば検討していきたいと思います。現時点では、どのような形で変わるか分からないものを、これを想定するというのは大変厳しいところでございますので、現時点では既存のコンテナ、この25台が対応できるような形のコンテナ洗浄機を購入する予定で準備しております。

○伊佐文貴 委員長 松田朝仁委員。

○松田朝仁 委員 そういったことが質疑あったということで、議事録に残しながら、専門の会社のほうにも、そういった想定しておられますかと記録に残して終わります。以上です。

○伊佐文貴 委員長 ほかに質疑ございませんか。屋良千枝美委員。

○屋良千枝美 委員 よろしくお願ひいたします。入札価格が2,850万円、予定価格が3,225万円という形の金額で、かなり大きな買物だとは思いますが、このコンテナの洗浄機ですが、これはそれなりの保証期間というものはあるのでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 仕様書のほうで洗浄等を行える機能というところで、また導入当初のほうに動きの動作を確認して、その機能が果たせるというところであれば、購入して契約が完了する形で、通常我々が電化製品とか購入しているようなところの保証期間というところは想定していないところです。

○伊佐文貴 委員長 屋良千枝美委員。

○屋良千枝美 委員 では、保証期間というものはなくて、ちょっとした部品の交換などはあって、また料金が発生してくるといふ、何らかのトラブルがあった場合は、メンテナンスなんかも、そういう業者がなされるということなのでしょう。

○伊佐文貴 委員長 管理係長。

○管理係長 ただいまの御質疑にお答えします。給食センター自体は、調理器具で保守点検業務を業者と提携しております。その業者が年間を通して保守管理、修繕を行っています。

○伊佐文貴 委員長 屋良千枝美委員。

○屋良千枝美 委員 では、責任を持って、その点検など、保守点検などをなさっているということですね。そういう面では安心して、またしっかりと20年近く使えるということ考えてよろしいのでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 管理係長。

○管理係長 お答えいたします。15年が厨房機器の目安となっていますが、宜野湾市では保守点検を繰り返して、現在の機械に関しては20年使用しています。

○伊佐文貴 委員長 屋良千枝美委員。

○屋良千枝美 委員 ありがとうございます。学校現場にいてコンテナをしっかりと見てはいたのですが、こういう洗浄機が、こういう3,000万円近くもかかるとは思わなかったもので、質疑しております。学校現場でコンテナというのは子供たちの給食の配膳をする場合には大変必要で、ぜひまた安全性を確認しながら使用してほしいと思います。よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 今言った保守点検に関してですけれども、保守点検を請け負っている会社、委託会社があるというようなことですけれども、結構専門的なのか、機械の構造、よく見えないけれども、かなり専門的な知識が場合によっては必要かなと思うのです。各調理場に1台ですよ。予備がないということで、2人がかりで、約10分で、何とか洗浄できるということになるのですけれども、緊急性がある、緊急に修理を要するとした場合、部品調達も含めて、その辺のところは保守点検を委託している会社が、果たしてそこまで本当にできるかなというのが、ちょっと不安感はありますけれども、その辺はいかがですか。

○伊佐文貴 委員長 管理係長。

○管理係長 御質問にお答えいたします。現在保守管理している業者さんを含め、過去の保守業者さん、毎年保守管理で機械を見ているのです。ここの部品が危ないとか、そういうのは前もって市のほうに報告があって、市としても、その予算は取っていて、その都度、その都度危険箇所は修繕するようにしていますが、機械ですので、緊急を要する場合にも、そのような対応を取っていただいております。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 ということは、想定される故障を見越して、部品はある程度予備を調達していると考えていいのですか。

○伊佐文貴 委員長 管理係長。

○管理係長 これが県内で調達できる部品でしたら、緊急で修繕できるのですけれども、県外に発注する場合には委託業者を含め、ちょっと手洗いで対応してもらおう場面もあると思います。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 今、県内のほかの給食調理場で、同様な機械というのが、設置されているということで考えているのですか、同じ型の機械。

○伊佐文貴 委員長 管理係長。

○管理係長 県内といいますか、各市町村の給食センターの面積とか、建物の広さとかによっては、同じ持っている学校のコンテナの数とかによるのですけれども、宜野湾市で言えば、今回購入するコンテナ洗浄機は、はごろも学校給食センターにあるコンテナ洗浄機とは、またタイプが違ったり、機械の大きさが違ったりはします。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 それは大きさが違ったとしても、使われている部品だとか、かなり共通するところがあるからという想定をしているのですけれども、全くどこにもない、ここだけの機械なのか、あるいは相互にやり取りできるような部品で構成されている機械なのかというのは分かりますか。

○伊佐文貴 委員長 管理係長。

○管理係長 お答えいたします。先ほどちょっと申し上げたのですけれども、既製品の部品で対応は可能ですが、その既製の部品の発注が県内で可能なのか、県外になってしまうのかの違いは出てくると思います。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 何日かは、この緊急の場合ですよ、手洗いなどで回せると。その間に部品を調達して、きちんとその機械が動くような体制は整えているということで考えてよろしいでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 管理係長。

○管理係長 お答えいたします。そのような体制は取っております。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 予定価格、これの出し方について、ちょっと説明ください。今回の予定価格を出すときの、どういった金額を設定していくのか、どういった基準に基づいて設定するのか、ちょっと教えてください。

○伊佐文貴 委員長 管理係長。

○管理係長 お答えいたします。予定価格の算出方法については、契約検査課に登録されている厨房機器業者のほうから3社を指名して見積りをいただいて、その平均を取っております。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 物品に関しては、今、係長がおっしゃっていた3社からの見積りの平均でほとんどだったのですか、あるいはほかの予定価格の決め方があるのか。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 物品購入等の備品等を購入する場合の予定価格の立て方というのは、様々だと思います。今回こういったコンテナ洗浄機自体の事例が少ないものですから、数社の業者から見積りを取って、予定価格、アベレージを取ったりとか、また搬入まで少し時間がかかるということで、そのアベレージ価格から少し付加した形、プラスアルファした形で予定価格を立てたりとか、その物品、物品で少し異なるかとは思いますが、基本的な立て方としては、アベレージで予定価格を設定していくものというふうに理解しております。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 ほかの予定価格の決め方というのは、どういったものがあるのですか。今おっしゃっていたのですけれども、アベレージだとか。ほかにも、その予定価格の立て方というのはあるのですか。それとも皆さん何を基準に、どういった部分の下で、この予定価格を立てられたのか知りたいので、その3社見積りあるいは業者からの見積りの平均額、プラスアルファも、誰がどういうふうにして判断するのがよく分からない。その辺を聞いている。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 山城委員の御質疑にお答えいたします。予定価格の基準に関しては、やはり市場価格調査に基づいて金額を立てると。予定価格に関しては、専決者がおりますので、その金額に応じて。その専決者が、その資料に基づいて金額を記載して、通常は指名審査委員会の予定価格の金額というのは担当課のほうは分かりませんので、基本的には、そういう形で予定価格は定められているものだというふうに理解しております。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 では、今契約検査課に登録をしている業者、厨房機器等の業者の3社を指名して見積りを取ったと。この指名業者の中に、その業者はいらっしゃいますか、別の業者ですか。要するに僕が聞きたいのは、今回入札業者、4社を指名していますよね。その4社にも、その金額設定に、いわゆる見積りを取っているのかというのが知りたいです。

○伊佐文貴 委員長 管理係長。

○管理係長 お答えいたします。今回4社の中から3社の見積りを取っております。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 これは指名業者と見積業者が同じようにした場合ですよ、4社のうち3社一緒だった場合に不都合が出てこない、それはないというふうに認識しているのか、その辺の見解はどうなのですか。要は指名業者と見積りを取る業者が一緒の状況ですよ。指名業者4社のうち3社から取った見積書の平均額でやって、そういった場合に不都合が出てくる可能性はないということによろしいのかな、僕は認識して。

要は単純に考えたら、指名業者はこっち、見積りの業者はこっちというのが普通だと思うのです。要は、この人たちに指名、入札させるのに、ここの3社は基準どおりというのが、不都合はないのかなと、単純な疑問ですよ。だから、何に基づいて、そういう設定しているのかというようなことになってくるのですか。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 お答えいたします。まず、先ほど係長から答弁あったように3月29日までの納期に合わせた形で納品をしていただく。また、市内業者で指名しているので、なかなかほかの業者は少ないというところで、市場価格調査をして適正な価格で、やはり入札にも持っていかないとはいけませんので、その価格が妥当な金額かどうかということも、どうしても多数の業者さんがいないものですから、今回は市場価格調査と指名した業者のほうが、重複等があるのですけれども、適正な価格が設定できるような形で、こちらとしては見積書等を徴収した次第でございます。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 今、業者が少ないと言いましたけれども、この厨房機器に関しての登録業者というのは4社しかないのか、実際に。今の次長の話では、市内業者が少ないというふうなお話だったのですけれども、それでやむを得ないよという次長の答弁だったと思うのだけれども。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 今回今回厨房機器登録業者は9業者ございましたが、このコンテナ洗浄機を取り扱うことが可能だという業者は4業者しかございませんでした。その中から市場価格を確認するために見積りを徴収したところでございます。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 これは、ある一定のところに基づいて、そういう入札を進められているという認識でいいのかな。例えばですよ、極端な話、市外業者に見積りさせるのも、これは一つの方法ではないですか。要は市内業者優先発注というのは、指名競争入札に参加すればいいだけであって、あくまでも見積りというのは、参考材料であるから、そういった方法とか、ほかの手段というものは、皆さん検討されていないのかな。

それと、要はどういうルールに基づいて、この設定価格とかもやったのか見えないわけよ。だから、担当者の裁量になっているのか、さっき言っていた、プラスに加算するのも、僕らからしたらそこが見えてこないわけ。皆さん、あくまでも例えば要綱なり、いろいろなルールに基づいて動いていくのが行政の仕事の基本的な進め方でしょう。ですから、予定価格の設定に関しても、今の次長の答弁では、要するに僕らが、どういうふうにしてやっているのかが、よく見えないわけよ。

では、この3社からの見積りの平均を取るというのは、どこで、どういうルールでうたわれているのという話になってくるわけ。だから通常考えたら、見積りも指名業者と見積業者が一緒になった場合、何か不都合ないかなというのが普通の考え方だと思うのです。要は金額を出しているから、こっちは、自分が見積り出しているからある程度情報分かる。だから聞いているのですよ。

○伊佐文貴 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 山城委員の御質疑にお答えしたいのですけれども、今、予定価格については、財務規則上、第97条で規定されておまして、その第2項です。

○山城康弘 委員 財務規則の第97条。

○契約検査課長 はい。その中で、例えば予定価格を定めようとするときは、入札に付する事項の取引の実例価格、先ほどから話が出ている実勢価格、実際の価格です。それから、需給の状況、履行の難易度とか、あと数量の多少、あとは履行期限等、どれぐらいかかるのかというのを総合的に考慮して公正に決定しなければならないという規定があります。

懸念されているような見積業者と指名業者が同じということであれば、ここは大体分かるので、もし入札に参加した場合、優位に働くのではないかとということで懸念されているとは思っています。この予定価格については、実際1社から見積りを取って、それを丸々利用するということは、ほぼないと考えています。

先ほど平均とおっしゃったのですけれども、2社以上、大体見積りは徴収するのですけれども、中には極端に差がある場合は極端に低い額とか、極端に高い額は排除して、また再度見積りを取り直すという手法も取られているようです。

具体的に平均を取るとか、一番最高額を取るとか、最低額を取るとかというのは、決められてはいないので、大体平均を取ったり、同じぐらいの価格帯で変動があるのであれば平均を多分取っていると思います。実際物品については、見積業者と指名業者が必ず異なるべきかというのは、今のところ、それはいいです。

○山城康弘 委員 ルール上。

○契約検査課長 ルール上は、違法ではない。

○山城康弘 委員 できないというもの。

○契約検査課長 ものではないです。それもありますので、一応5社以上、大体入札指名については、5社をおおむね指名することということにはなっています。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 今回は、取扱い業者は4社しかいなかったということの認識でよろしいですか。

○契約検査課長 はい。

○山城康弘 委員 契約検査課長、これは差し支えなかったら、今後もそういういろいろな予定価格に関して出るのはずですから、委員に、さっき言った財務規則第97条、これは資料として出してもらえませんか。そしたら、今後こういうふうにして出しているのだなというのが分かればいいと思うので、出せますか。

○伊佐文貴 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 はい。例規の抜粋にはなるのですけれども、1枚で今回関連する例規については抜粋して提出いたします。

○山城康弘 委員 お願いします。以上です。

○伊佐文貴 委員長 進めてよろしいですか。

(「進行」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 審査中の議案第61号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。（午後2時44分）

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。（午後2時55分）

【議題】

議案第56号 宜野湾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○伊佐文貴 委員長 次に、議案第56号 宜野湾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑に入る前に担当課より議案第56号についての説明をお願いします。こども政策担当次長。

（執行部説明省略）

○伊佐文貴 委員長 本件に対する質疑を許します。岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 資格を持っている人は、別に問題はないと思うのですけれども、いわゆる首長とか、自治体の長が認めるというのですか、この研修を受けた方々の対象者というか、児童クラブがどのくらいあって、そしてそういう担当する方々、資格なり、それからまた今言った、いわゆる改正の理由というのは、そういう人たちを置き去りにしないために別途にまた手厚く設けているという、担当者がいなくなったら、また存続も難しくなるのではないかというふうに思ったりするものですから、全国的にも、そういう見直しの部分といいますか、それを少し改正して、もしくは緩やかにするという趣旨ではないのかなというふうに思うのですけれども、市内では、そういう人というのが多いのか少ないのか、どのくらいいらっしゃるのか、把握されているのかというふうなことを御説明いただければと思います。

○伊佐文貴 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 現在宜野湾市内の放課後児童クラブに所属している放課後児童支援員としての数は把握しております。最近調べた時点なのですけれども、239名おります。その中で放課後児童支援員としては127名おまして、補助員としては112名おります。放課後児童支援員は、2人以上は必ず配置しなければならないというのがございますので、それに基づいてやっているのですけれども、やはり放課後児童クラブのほうでは、支援員の入替えは結構激しいものもありますので、入替えに関して、児童支援員としての資格研修も受けないといけない方もいらっしゃると思います。その方を救済するというのですか、放課後児童クラブを運営していくためにも、また待機児童の話も最近が多いかと思っておりますので、そういう解消をするためにも今回の条例を改正して、2年以内ということにすれば認定資格研修を受ける機会が設けることもできますので、そういったことを踏まえた上で、今回の条例改正に至っております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 それは国が打ち出していることですから、宜野湾市の条例改正に限らず、ほかの市町村でも、今の9月議会やその前に6月議会でやっているところもあるのかなとも思うのですけれども、そのタイミングとしては、ほぼほぼ11市、大体同じような感じですよと、改正は、そういうことになっていますよという御説明なのか、その辺もお願いします。

○伊佐文貴 委員長 こども政策担当次長。

○**こども政策担当次長** 11市における条例改正の状況なのですけれども、今回の9月議会で改正しているという市は、宜野湾市を含めて4市ございます。こちらも同じような改正、2年以内ということでやっています。那覇市のほうは、ちょっと先に早くて、3月議会のほうでやっております。あとは、沖縄市、豊見城市は6月議会のほうで、糸満市のほうは、またちょっと早い、令和4年ぐらいなのですが、3月議会のほうでやられていて、残り3市のほうは、改正はしないということの把握はしております。

○**岸本一徳 委員** ありがとうございます。以上です。

○**伊佐文貴 委員長** 棚原明委員。

○**棚原明 委員** 第10条3項の中に研修を終了した者の次に放課後指導支援員としての業務に従事することとなった日から2年以降に研修を終了することを予定しているものを、研修というのは、研修すれば、そういう資格が取れるものなのか。もしくは研修は受けたものの、何か試験でもって採点がされて、満たらなかったら、また追加の研修があるものなのか、そこを少し教えてほしいのですけれども。

○**伊佐文貴 委員長** こども政策担当次長。

○**こども政策担当次長** この認定資格研修なのですけれども、こちらのほうは県のほうが研修を実施しております。1年に1回になります。例年11月から1月の間に1回あるのですけれども、4日間の研修を受けて、それぞれ項目がいろいろたくさんあるのですけれども、必ず4日間の研修で全て受けて、レポートも提出しておけば資格を受けられるという形になります。これが年1回の研修ですので、これに申込みに間に合わない場合は資格が取れなくなるというのもございますので、そういった形で2年以内という形であれば、2回チャンスがあるという形がありますので、それで資格を取るような形になっております。

○**伊佐文貴 委員長** 棚原明委員。

○**棚原明 委員** ぜひよければ、県が出している、年1回の研修の資料か何かがあれば少し私たちが目を通して、いろいろとこういう資格があるのだよということを、また広められる部分もあるのかなど。内容も、どういうふうな内容を勉強されるのかなどというのもあるので、簡単に分かるような資料があれば、ぜひ見たいと思いますので、よろしくをお願いします。

○**伊佐文貴 委員長** こども政策担当次長。

○**こども政策担当次長** 令和5年度の申込みは、まだ届いていないのですけれども、昨年度のものでしたら、内容がございまして。この研修は、一クラブから何名も受けられるということではなくて、市町村で大体人数が決めてられておまして、今までの傾向ですと、一クラブ1名の、今までそういう形の申込み、上限を決めているものですから、県のほうで。それだと多分今年は45クラブありますので、45人程度は申込みできる。その中で、またここでは何名足りないから、2人行かせてくれないかという調整も、私たちを通した形でできるかと思っておりますので、後で申込みの資料をお渡しいたします。提出します。

○**棚原明 委員** 以上です。

○**岸本一徳 委員** 研修のガイドラインがあるのですけれども、これに基づいているのね。

○**こども政策担当次長** そうです。

○**岸本一徳 委員** 24時間16科目。

(何事かいう者あり)

○**伊佐文貴 委員長** ほかに質疑ございませんか。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 今回の改正で、前回の附則で令和5年3月31日という期限が設けられたのを、業務に従事することとなった日から2年以内ということで、変更すると。従事した日から2年以内、しっかり研修を修了していくと。

例えば次長、故意に1年やって、1か月辞めるわけ。辞めて2か月後にまたやるわけ。始めるわけよ。要するにこの2年間の猶予期間以内に、そのスペースをつくりながらやるという悪知恵が働くケースは出てこない、大丈夫。いや、2年以内と設定されているから、2年以内に1回辞めるわけ。こんなちょっとひねくれた人だから、僕は。そういう悪用する人はいないかなと思って、こういう条例を。一旦1か月空けて、また今年の何月から従事したのですよと、また2年という。そういったことが、僕これを見て、そういったことが起こり得ないかなと思ったわけ。だから、その辺どんな。例えばそういったことはできませんよという、何かあるのかなと。あるのだったら、それはそれでオーケーなのだけれども、悪い人、悪い人というのはおかしいな。いろいろなこと、やはりやるから、その法の、条文の隙間を縫って、これだったら大丈夫ではないかなと考える人がいると思うわけ、その対策を。今の状況だったらできるのではない、どうですか。いや、できると思うわけ。

○伊佐文貴 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 そうですね。おっしゃられると、そういう、もしかしたらいるかもしれないのですが、私たちとしては、この申込み研修が終わった後に採用された方が、もし今までどおりに2年間として、令和7年3月31日までだと1回しかチャンスがなくなる。それよりは2年としたほうがチャンスが広がるかなというふうなことも思って2年以内としました。それしか考えていなかったの、経営者の方が、こういった形で申請してくるかって、ちょっと想定はしておりませんでした。ちょっと念頭に置いて……

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 世の中は起こり得ないことが起きてくるから、それに対しても備えておけば、そういう人たちが出てきたときにすぐ指導できるように皆さんのほうで対策を練ってほしいなと思います。出てこなければ、これは幸いなことですから、だけれども、備えあれば憂いなしですから、備えておけば、あ、やっぱり来たかという形で対応していけばいいから、その辺は作戦を練っておいていただければと思います。

○伊佐文貴 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 大変貴重な御提言、ありがとうございます。肝に銘じて、こちらも対策を考えていきます。ありがとうございます。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 これに関して、要は、例えばそういう資格を持つ人、みなしの資格を有する人が、担当者がいないと学童クラブは存続できないわけですよ。ということは、いわば保育所は、勝手に増やしてこうというのはできないはずだから、この学童クラブも許認可ですか。ちゃんと要するに例えばここに、普天間にありますよと、次、真栄原辺りにもう一つつくりたいからとか、これは自由にできるの。それとも皆さんのほうでコントロール、場所とか、地域とか、配置とか、市内にいっぱいある、そういうところと1か所しかないところ、でかいところとか、そういう人数枠で考えているのか、それとも地域というか、その場

所、場所で、そういうふうに皆さんは学童クラブ、いわゆる許可をしていいですよと。実際にまた公費というのは投入あるのでしょうか。そこは皆さんが許認可をしているというふうに思うのですが、この辺は今言うように、そういうコントロールが皆さんでできるのだったら、別に心配ないのかなというふうには思っているのですが。

○伊佐文貴 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 放課後児童クラブにも補助金は給付しております。放課後児童クラブ設立段階でも校区がございますので、例えばどこの校区が足りないというのであれば、こちらの校区で開設される事業者はおりませんかという形で公募をかけたりしますが、なるべく今このバランスが偏っているというふうにも聞いております。それをうまく調整してできるような形で取っていったほうが、学童クラブさんのほうも経営が継続的にできるかと思えますし、こちらも適正な補助金が支給できるような形になると思えますので、こちら辺は注意を重ねて、ちょっと地域性とか、こちらを加味して検討しております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 ちなみに参考でいいのですが、福祉保健の概要の中に入っているかどうか分かりませんが、学童クラブの待機児童、入りたくても入れませんという、そういうニーズがあるのに、やはり受入れができない、そういう相談とか、皆さんのところが窓口、来ているのかどうか。さっきバランスの話をしていましたね。学校だっては、もしかしたら不足している、学童クラブが不足しているところも、もしかしてあつたりするのかなって、今ふと思ったのですが。

○伊佐文貴 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 学童クラブでも校区によっては、やはり偏りがありますので、こちらの小学校に通っていて、学童に入りたいけれども、なかなか探せないという声は、保護者さんのほうからございます。公立のほうであれば、私たちのほうで申込みから、本当に入れたかどうかまで追える形になるのですが、公立の学童保育所と同じような形で、保護者の就労とかを加味してやっておりまして、定員を20名とか、25名とか、定員を決めておりますので、そこに入れなかったら、また待機という形になりますが、入れなかった子も民間の学童に申込みをされている方もいらっしゃいます。

同時並行で幾つかをやっている方もいらっしゃると思いますので、5月の最初ぐらいに公立の学童に入れなかった、待機という方が70名余りいらっしゃいました。その方たちに、その時点で入れたかどうかを聞いたのですが、その後もしかしたら民間のほうで受入れができるということであれば、こちらの待機児童から外れるという形になりますので、今まだその調査はしていないのですが、夏休み明けからは、だんだん受け入れる児童も減ってくると思うので、そこら辺で調整は、少しはできているのかなとは思っています。ちょっと人数に関しては、把握はちょっとまだちゃんとはできていません。

○岸本一徳 委員 以上です。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 今回の条例改正の内容からは外れるかもしれませんが、資格の条件の緩和になる。要は子供たちを預かる職業を考えた場合に、条例は、これはこれで大切かなと思っておりますけれども、実際に支援員、あるいは補助員として働く方々の面接、人間性みたいなところを審査する要件とかというのはあるのですか。

○伊佐文貴 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 審査する要件は、特にはないのですが、やはり経験値とかで、各センターのほうで採用の際には参考にしたりとかをしているとは思っています。ちょっと民間の状況は把握できていないのですが。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 最終的というか、市長が認めるものということで、やはり市としての責任というのは当然あるものだと理解するのですが、相手が子供たちですから、横柄な対応を取るような指導員いないかどうか、資格とか、要件以前の問題として、その辺のところのチェック体制とか、そういったものは加味されているのですか。

○伊佐文貴 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 すみません。まだそちらのほうは確認を取っていないので、ちょっと今後確認していきたいと思います。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 万が一のことではあるのですが、そういったことが、大きなことというのかな、そういったことにならないように、その辺の指導体制というのをお願いしたいと思います。

○こども政策担当次長 ありがとうございます。

○伊佐文貴 委員長 ほかに。

(「進行」という者あり)

○伊佐文貴 委員 進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 審査中の議案第56号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午後3時20分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午後3時21分)

○伊佐文貴 委員長 本日の会議はこの程度にとどめ、明日は午前10時から会議を開きます。本日はこれにて散会します。御苦労さまでございました。

(散会時刻 午後3時21分)

福祉教育常任委員会会議録（要旨）

○開催年月日 令和5年9月14日（木）2日目

午前10時00分 開議

午前10時57分 閉会

○場 所 第1常任委員会室

○出席委員（8名）

委員長	伊 佐 文 貴	副委員長	屋 良 千 枝 美
委 員	棚 原 明	委 員	松 田 朝 仁
委 員	座 間 味 万 佳	委 員	山 城 康 弘
委 員	伊 佐 哲 雄	委 員	岸 本 一 徳

○欠席委員（0名）

○紹介議員（0名）

○説明員（4名）

健康推進部長 次	米 須 之 訓	介護長寿課 介護長寿担当主幹	志 良 堂 孝
介護長寿課 認定給付係長	喜 舎 場 健 次	介護長寿課 長寿支援係長	国 頭 陽 子

○議会事務局職員出席者

主任主事	伊 佐 直 樹
------	---------

○審査順序

議案第52号 令和5年度宜野湾市介護保険特別会計補正予算（第1号）

認定第2号 令和4年度宜野湾市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第5号 令和4年度宜野湾市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第6号 令和4年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第49号 令和5年度宜野湾市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第53号 令和5年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第56号 宜野湾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第61号 宜野湾学校給食センターコンテナ洗浄機備品購入に係る物品の取得について

請願第1号 沖縄県に早急なPFAS血中濃度検査等を求める請願

- 請願第 3号 福祉施設や教育施設で、ゲノム編集トマトの種苗を受け取らないこと、学校給食でゲノム編集された食材を使用しないことを求める請願
- 請願第 4号 「フッ化物洗口」を学校で教職員に行わせないことを求める請願
- 請願第 5号 教職員の働き方改革に向けたとりくみに関する請願
- 陳情第 1号 学校における子供の健全な育成を求める陳情
- 陳情第 5号 母子生活支援施設設置について
- 陳情第 7号 令和5年度福祉施策及び予算の充実について
- 陳情第 8号 帯状疱疹ワクチン接種費用の公費助成に関する陳情
- 陳情第16号 「現物給付」への国のペナルティを直ちに全廃し18歳までこども医療費無料制度実現などこども医療費無料制度の改善を求める陳情

第452回宜野湾市議会定例会（福祉教育常任委員会）

令和5年9月14日（木）第2日目

○伊佐文貴 委員長 おはようございます。ただいまから福祉教育常任委員会の2日目の会議を開きます。
これより議事に入ります。

（開議時刻 午前10時00分）

【議題】

議案第52号 令和5年度宜野湾市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○伊佐文貴 委員長 議案第52号 令和5年度宜野湾市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑に入る前に担当課より議案第52号についての説明をお願いします。健康推進部次長。

（執行部説明省略）

○伊佐文貴 委員長 本件に対する質疑を許します。岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 5ページの4款国庫支出金、2項国庫補助金、5目と6目の補正なのですが、部長が上程のときの説明で、地域支援事業交付金の、これは歳出に伴うものだという説明があったのですが、総合事業の、これは送迎費用のというふうな言い方も何かちらっとしていたような、あったのですが、14万3,000円というのがそのものなのか。それとも国庫支出金の負担割合に基づいた、そういう補正という位置づけなのか。たまたま中身がそうだったのかという説明をもう少し詳しくお願いしたい。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 ただいまの御質疑にお答えいたします。補正予算書の11ページを御覧いただきたいと思っております。

先ほどの5ページの国庫補助金の補正増につきましては、この11ページの歳出の3款1項介護予防・日常生活支援総合事業費の歳出の増に伴う補助金の増となっております。具体的に言うと、3款1項1目介護予防・生活支援サービス事業の説明欄の01介護予防・生活支援サービス事業委託料のほうは57万9,000円となっておりますが、説明欄の二重丸のほうですね、国庫補助金のほうが13万8,000円。その下、3目一般介護予防事業費の説明欄01一般介護予防事業のほうの国庫補助金が5,000円。こちらを足した額になってございます。いずれにつきましても、負担割合が決まっております、国庫の負担分としては23.95%となっております、その下、支払基金については2号保険者の支援分ですが、こちらは27%で、その下の県補助金については12.5%、その下、一般会計繰入金がございますが、こちらは市の負担分として県と同じく12.5%ということで、割合が決まったものを歳出の補正に応じて歳入のほうを補正増しているところでございます。それ以外に、この財源の足りない分については保険料が充当されてございます。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 何か説明を聞いていても、ちょっと分かりづらい。いわゆる歳入にしても国、県、市の負担割合があると思います。補正が歳出で、これだけ余分に出ましたということになれば、それに基づいた、そういう負担割合だというふうには理解するわけです。

例えば11ページで、1目の01の介護予防・生活支援サービス事業費の委託料の補正なのだと。それから、もう一つは、一般介護予防事業費、この3目の中の01一般介護予防事業で2万2,000円ですか、委託料。この委託料の中で、要は何がそういうふうになったのかと具体的に御説明いただけますか。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 失礼いたしました。ただいまの御質疑にお答えいたします。この委託料の増につきましては、先ほど説明いたしました、送迎費用の値上げに伴う補正増となっております、具体的には介護タクシー利用料につきまして、1時間当たり4,000円だったものが4,500円と500円値上げされたことに伴いまして、委託料もその分増額しているところでございます。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 送迎費用の値上げだと、物価高騰とか、そういうのが原因しているのだろうと思うのですけれども、要はこの地域支援事業の、いわゆる教室に通う人たちが増えてとかという、増になったというわけではない。要は、そういう諸般の事情により、どうしても値上げに伴う予算の補正なのだという捉え方でいいのですか。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 今回の補正につきましては、今、委員おっしゃったとおりでございます。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 地域支援事業の対象者というか、教室なり、それから介護予防事業なり、やっている人が増えたから、いわゆる歳出が伸びましたということではないという、再確認しますけれども、それでいいですか。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 ただいまの御質疑ですが、この利用者が増えているというわけではございませんで、先ほど申し上げたとおり、今回の補正につきましては、あくまで送迎費の費用が増えたことに伴う委託料の増となっております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 では、5ページの歳入に関わる地域支援事業の説明、承知しました。納得しました。

あと、支払基金のほうなのですけれども、これも負担割合といいますが、支払基金というのは、社会保険とか、他のいわゆる保険者からの拠出をしてくる、これも負担割合があると思うのですけれども、そういう中での、この地域支援事業、次に出てくる県支出金も全てそこの地域支援事業に関わる、いわゆる補正なのだという理解の仕方ですべていいわけですか。

何か先ほど国庫支出金は、こうだけれども、支払基金は中身がちよっと違いますよとか、県の支出金も負担割合だけではなくて、ここが違うよとかという、そういう例外的なものとか、説明の中で、皆さんから説明を受ける部分というのがあるのかどうか。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 ただいまの御質疑ですが、例えば先ほどの11ページの3款1項介護予防・日常生活支援総合事業費についての割合というのがございまして、また次の12ページの3款2項包括的支援事業・任意事業費の中で、この負担割合は、それぞれまた異なっているのですが、その3款1項の分でいいますと、国、県、市の負担割合が、まず決まっています、先ほど議員のおっしゃるとおり、第2号被保険者、他の保険

者が賄う分については、この支払基金のほうから入ってくるというところで、残りの分は第1号被保険者の保険料を財源として、この歳出の財源を賄っているところでございます。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 支払基金は2号被保険者ということですか。

○健康推進部次長 そのとおりでございます。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 この支払基金に属さないというか、市民の方々の第2号被保険者としての、それは国保の中に含まれる介護支援分とかという。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 国保でいいますと、国保の保険税の中で、この介護支援分ということで、保険料の中で負担していただいているのですが、そちらのほうは、また国保のほうで、県の国保連を通じて支払基金のほうに一旦納める形になっておりまして……

○岸本一徳 委員 支払基金に……。

○健康推進部次長 はい。そこは介護については、支払基金のほうから、その分をいただくという流れになってございます。

○岸本一徳 委員 私は、別ルートだと思っていました。そうですか、分かりました。了解です。

今までこういう質疑をやったことがなかったものですから、財源更正というか、負担割合の部分の、今すっきりしました。

それから、これは地域支援事業を今までの補正のこの説明全部あれですか、地域支援事業という一くくりであれなのかな。任意事業があるではないですか、12ページ、包括的支援事業・任意事業というのがありますよね。例えば任意事業というのは、いわゆるしなければならない義務の、いわゆる地域支援事業ではないということで、食の自立支援とか、いわゆる一人老人世帯とか、それからまた作ってくれる家族がいらっしやらないとかという場合には、お弁当、幾らでしたかね、800円でしたっけ、850円でしたっけ、その中で本人負担が半分ぐらい、400円とか、450円というふうなことで、任意事業をやっているわけですけども、56万1,000円というのが、扶助費とあるのですけれども、これが何に当たるのか、ちょっと御説明いただきたい。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 ただいまの御質疑ですが、この扶助費の中身につきましては、成年後見制度要支援事業の実績見込みが当初よりも、ちょっと見込みが上回っているため、その分補正を増額しているところがございます。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 これは扶助費というのだ。ここに係る費用というのは、いわゆる成年後見というのは、要するにあれですよね、ちゃんとお年寄りが決断できない場合には、家族の方々であるとか、そういったことで、これはあれですか、地域の民生委員も、こういうものに関わることはできるのですか。

○伊佐文貴 委員長 介護長寿担当主幹。

○介護長寿担当主幹 成年後見は、もともと認知機能が低下された方を医師の診断書等、その他いろいろな書類が必要なのですけれども、これを家庭裁判所のほうに提出します。ですので、家庭裁判所のほうから後

見人が選定されるという形になりますので、後見人とつながるまでは、民生委員の方がいろいろ関わっていただいているというはあるかと思うのですけれども、後見人に選定されてからは、後見人の方で金銭の管理とか、いろいろな書類の手續等をする形になります。そういったお仕事に対しての報酬を助成する事業になります。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 極端に言えば、後見人制度というか、後見人という方は、例えば身寄りがいらっしやらない場合にも、そういう後見人について、認知機能が落ちる場合には自分で判断できないので、様々社協では、いわゆる銀行のお金の出し入れも、こういう方々が担当したりとかという役割もあるようなのですけれども、極端に言えば、相続する人が、身寄りの人がいなかった場合、この後見人の方々が相続をする形というのを、後見人制度の中ではあるのですか。そういう流れを聞いたことがあるのですけれども、よっぽどこういう人が、家族みたいな、そういう関わり方をしているのかなというはあるのですけれども、裁判所でその担当に任命を受けるということですね。

○伊佐文貴 委員長 介護長寿担当主幹。

○介護長寿担当主幹 ただいまの御質問ですけれども、成年後見人がどなたになるかにもよるのです。なので、極端に言うと、御家族の方でも成年後見人になることも可能です。ただ、一般的には第三者の方がお受けになるケースが多いですので、第三者が後見人になる場合には、後見人が相続するということは、まずないこととなります。御家族が後見人になる場合には、裁判所等も含めて財産分与というところの話合いになるかと思しますので、場合によっては相続することもあるかと思っておりますけれども。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 分かりました。ありがとうございます。扶助費がここで出てくるのか、生活保護ではよく聞く専門用語ですけれども、次に6款1項1目介護給付費準備基金積立金、これは1億2,622万5,000円ということで、これは令和5年度の補正ですので、繰越しもありますよね。9ページ10款1項1目繰越金3億3,594万6,000円ということで、この繰越しをしたものから、基金に積み立てていくというのは半分を超えるとか、超えないとかという積み立てできるとか、そういう会計の制度があると思うのですけれども、ここの説明、償還金とか、繰り出し、繰り戻しというのですか、ここは余分なものは全部、国、県、市で全部償還をしたり、繰戻しをしたりして、純粹に残ったのが、この介護給付費準備基金積立金と。これは基金に積み立てて、令和5年度現在幾らですよというようなことがあると思うのですけれども、ここの説明を少しお願いできますか。要するに国、県、市に戻していくのが幾らとか、それから本当に純粹に余剰金として基金に積み立てられるのは、これだけという、そういう説明を少し詳しくしてもらえますか。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 ただいまの御質疑にお答えします。この積立金の算出につきましては、先ほど委員おっしゃったとおりなのですが、まず繰越金のほうが、9ページのほうにある3億3,594万6,000円、また令和4年度の実績確定に伴って追加交付された額の合計が691万4,000円ございまして、その合計額から歳出のほうで、こちらも令和4年度実績確定に伴う償還金ですね、こちらのほうが14ページでございまして、1億6,824万9,000円と、あと歳出3款の補正増に伴いまして、保険料充当分ですね、こちらのほうが合計で27万3,000円ございましたので、この償還金と保険料充当分を差し引いた額が1億2,622万5,000円となりまして、それを基金に積み立てるということでございます。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 ありがとうございます。これでこの補正、9月議会が終わったら、現在高というのは、基金は、介護はどれぐらいになりますか。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 ただいまの御質疑ですが、9月補正後の基金の積立て残高といたしましては、8億9,033万9,309円となっております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 山城議員が前に資料要求した、これだけではなくて、基金残高、あれが一番新しい、変わっていますか。

(何事かいう者あり)

○岸本一徳 委員 たしか以前もらった資料ではないかなと思うのですが、若干変動はあるということかな。今度もらった資料には、同じ……

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 すみません。9月補正後の最新の積立て残高が、先ほど申し上げた8億9,000万円余りとなっております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 この勢いだと、来年は10億円ぐらいになりそうですか。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 委員おっしゃるとおり、このまま繰越金があるようだと、そうなる可能性はあるのですが、今年度第9期の介護保険計画の策定になりまして、向こう3年間の計画を今これからまた策定に向けて取り組んでいるところですので、その内容によっては、また繰越額にちょっと影響は出てくると思いますので、現在ちょっと策定中ということで、御理解いただきたいと思います。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 こんなに基金に積み立てられるというのは、5年前、10年前は、そんな積立額ではなかったと思うのです。これからあと2年後とか、また国の様々制度が改正されたら、また読めなくなる部分が出てくるのだろうと思うのですが、最近の歳入歳出差引額、いわゆるその部分がだんだん大きくなってきている。決算資料というか、私が要求した資料の保険給付費は、前は右肩上がりです。サービスも伸びていたのが、最近鈍化してきて、これは決算のときに、また細かくやりますけれども、これはいわゆる物価高騰なのか、それともコロナの影響を受けたものなのか。

それと、もう一つは、第1号被保険者の認定率も、今度はあれでしょう。資料をもらって見たら、県内で一番ですよ。浦添市を抜きましたよね。そういうのも含めて、何かうちは取組がいいのか。それともまたまそういうふうになっているのか、次長、総括して答弁ください。

○伊佐文貴 委員長 認定給付係長。

○認定給付係長 お答えいたします。給付費が減った原因ということですが、コロナの影響が大きかったのではないかと考えています。特に第7波と第8波の影響は大きかったというふうに考えております。主に減額となったサービスなのですが、通所系の通いサービスと、あと短期入所サービス、ショートステイ、施設のサービス、地域密着であれば、小規模多機能が大きな減になっていますが、デイサービ

スの通所系は、コロナでたくさん集まるのを控えられた方々が多かったことと、ショートステイの利用は控えた方が多かったと。施設サービスの減については、恐らくコロナで病院に入院された方とか、お亡くなりになった方が多かったのではないというふうに予想しております。

あとは、認定率が少なくなっているというのも、窓口とかの状況なのですけれども、やはりコロナの影響で、申請する件数は少なくなったというのが挙げられるのではないかと考えているところです。

○伊佐文貴 委員長 ほかに質疑はありませんか。

棚原明委員。

○棚原明 委員 10ページです。次ページの歳出の部分と、3項介護認定審査会の部分で、2人増員されたというところなのですけれども、その増員の背景と伺いますか、先ほどからコロナの話がされていたのですが、コロナによって定員を減らして、もしくはまた増えたのか、もしくは定数はそのままのだけれども、いろいろ先ほどの話のように認定する方たちが結構増えてきたので、2名増員されたのかというところを少しお聞かせ願いたいのですけれども。

○伊佐文貴 委員長 認定給付係長。

○認定給付係長 お答えいたします。介護認定申請2名の増員に伴う報酬ですが、増員の理由としまして、ひとつコロナの特例が終了したことが理由となっています。コロナの特例と申しますのは、コロナ期間中のときは、調査をしなくても同じ介護度で1年間延長するという特例がありました。原則として昨年度の3月末で終了したことにより、今まで延長していた方たちが、今回から新たに認定の期間が切れたことで調査をすべてすることになったというのが主な理由となっています。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員。

○棚原明 委員 それで2名増やされる。市全体では、この認定調査する調査員の方たちは何名いるのですか。

○伊佐文貴 委員長 認定給付係長。

○認定給付係長 現在8名の認定調査員の方がいらしております。今回は2名分というのは、この10月から3月までの6か月分の報酬増額を計上しております。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員。

○棚原明 委員 全部で10名の方で取り組んでいく。

○認定給付係長 はい。

○棚原明 委員 いろいろと大変なお仕事で、調査員になるためにも、いろいろな資格であったり、研修を受けないといけないということで、またどの事業に当たっても、今人材不足、特に経験者、たくさん経験を積んでいる方たちが欲しいのだけれどもというところで、あちこちで取り合いになったり、いろいろと職種は違うけれども、建設業も含めて今大変な時代が来ている中で、ぜひ宜野湾市の、こういう有能なスペシャルの方たちを、そのまま認定のところ、またいろいろと後輩を育てるためにも、ずっと居続けるような、また育てられるような、人材育成できるような形も取ればと思います。ぜひ頑張ってください。以上です。

○伊佐文貴 委員長 ほかに質疑はございませんか。山城康弘委員。

○山城康弘 委員 13ページの介護給付費準備基金積立金、歳入のところでの繰越金3億3,000万円余りがあって、これが昨年度の決算確定に伴う剰余金、この介護給付費準備基金積立金1億2,600万円というのは、

どのような算定で積み立てすることになりますか。要するに金額の根拠、この剰余金の中からの1億2,600万円というのは、どのように金額を決定されたか。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 ただいまの御質疑にお答えいたします。今回補正で上げた積立金の算定につきましては、繰越金の額と、あと令和4年度の実績確定に伴う追加交付金をプラスして、そこから歳出の面では令和4年度の実績に伴って償還金がございますので、そちらのほうを差し引き、あとまた歳出3款の補正増に伴いまして、保険料の充当分がございますので、そちらのほうも差し引いた額として1億2,622万5,000円を積み立てるものでございます。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 一般会計における剰余金の処分に関しては、地方財政法の中で調べたら第7条なのだけれども、2分の1を下らない金額を積み立てる、あるいは償還に持っていくという、その条文があるのだけれども、ですから一般会計の場合は、半分以上は財調に戻しているというふうなことなのですけれども、特別会計は地方財政法を適用されないのですか。次長、単純にしたら1億6,000万円ぐらいになっているかなという、これは単純な疑問だからね。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 ちょっと地方財政法が適用されるかというところは、ちょっと確認しないとお答えできないのですが、宜野湾市の介護給付費等準備基金の条例の中で申し上げますと、第2条のほうで、毎年度基金として積み立てる額は前年度決算剰余金の100分の50以上に相当する額とする。その後ただし書きがございます。介護保険財政に極端な負担となると市長が認めるときは、その年度に限り積立金を停止、または減額することができるというただし書きの規定がございますので、そちらのほうを踏まえて、償還金で発生するかというところは、立ち入った上で積み立てるということで、計上しているところでございます。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 ただし書きがあるということは、この地方財政法は適用されないということだと思います。要は、上位法に逸脱するような条例制定はできないから、それが適用されるのであれば、そういうただし書きは多分書けないと思うのです。後でまた調べてもらって、分かれば教えてください、ちょっと分からないものですから。多分今の条例でただし書きがあるということは、地方財政法の適用をされなくて、特別会計は、またそうなるのでしょうか。そうだったら、多分ただし書きは書けないはずですから、上位法に逸脱しますから。要するに2分の1を下った金額を積み立てられるというのを、市長がという形でやったら、上の法律に引っかかりますので、分かりました。

あと、さっき棚原委員が質疑された10ページの介護認定調査事業、これはちょっと僕も初心に戻って、まず認定のフローというか、先ほど部長の話をしていましたけれども、これは1年で、まず決めているのか。そういうふうな内容、分かりやすくちょっと説明してもらえませんか。例えば今年要介護1をやりました。1年後に、またこれを再審査する、その辺も含めて、ちょっと最初に戻って、その流れをもう一回ちょっと確認させてください。

○伊佐文貴 委員長 認定給付係長。

○認定給付係長 お答えいたします。最初に、新規申請と更新申請、区分変更申請と3つの申請がありまして、初めて介護等サービスを受けたいという方は新規申請ということになります。この方たちは審査会で審

査をしていただいて、介護度が決まって、新規の場合は12か月の期間、介護度が期間として決まります。その新規が終わった方、引き続き介護サービスを受けたい方というのは、12か月後に新たに状態が変わっているか、変わっていないかも含めて、もう一度申請する必要があります。これが更新申請ということになります。このときに同じ介護度、要介護3で、その次も要介護3で出た場合というのは、恐らく今後も状態が変わらない可能性が高いとお医者さんが判断とかあった場合は、24か月、36か月、最長48か月までの期間になります。これは介護認定審査会、お医者さんとか、専門の方たちが判断して介護度が決まる流れになります。

先ほどもう一つ言った、区分変更申請というのが、介護の期間、12か月、24か月の期間の間で急に病体が悪化した場合のときとかは、ケアマネジャーさんがそこは判断して、介護度の変更ということで、区分変更申請を出す流れになっております。

○山城康弘 委員 質問は以上です。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 今の認定で、例えば区分変更、介護度について、新たに悪化している、よくなる場合もあるのでしょうか、そのときの区分変更についての審査はどのぐらいかかるのか。普通新規の場合には一月ぐらいかかるでしょう。町村の場合には広域連合でやっていますよね。窓口は町と村の役場ではないと思う。そういうところで、例えばがんになりました。進行が早かった場合は一月後に審査を終えて、サービスが受けられなくなるとか、そういう苦情が、僕、相談を受けたことがあるのだけれども、宜野湾市はありませんと、そのとき言って、早いと。でも、それって大体一月ぐらいかかりますよ、新規の場合は。こういう区分変更とか、いわゆる更新とかというふうなものも審査会を経ると、やはり慎重にやると、やはりそういうふうになるのかなと思うのですけれども、ケースにもよると思うのですけれども、その辺の御説明をもう少し。

○伊佐文貴 委員長 認定給付係長。

○認定給付係長 お答えします。区分変更の際に、いわゆる期間、申請から認定が降りるまでの期間というものは、基本的には同じ流れになります。先ほどおっしゃったように、がんなどで状態が急に変わった方たちというのは、申請のときに窓口でケアマネジャーさんが家族の皆さんからお聞きして、その場合は、こちらとしては、急ぎで対応するように務めているところなのです。その場合は、通常より少し早めに出すように。

○岸本一徳 委員 例外ということですか。

○認定給付係長 はい。例外として。

○岸本一徳 委員 いわゆる御本人の状態によって、一刻も早く審査をしないといけないという場合と、もう少し時間をかけて慎重にやっていくという場合とあるのだという認識でよろしいですか。

○伊佐文貴 委員長 認定給付係長。

○認定給付係長 はい。そのとおりでございます。

○伊佐文貴 委員長 進めてよろしいでしょうか。

(「進行」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 審査中の議案第52号については、質疑の段階で継続審査としておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午前10時48分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午前10時49分)

【議題】

認定第2号 令和4年度宜野湾市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第5号 令和4年度宜野湾市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第6号 令和4年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○伊佐文貴 委員長 次に、認定第2号 令和4年度宜野湾市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号 令和4年度宜野湾市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 令和4年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、以上3件を一括して議題といたします。

本件に対する質疑を許します。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午前10時50分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午前10時50分)

○伊佐文貴 委員長 審査中の認定第2号、認定第5号、認定第6号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午前10時50分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午前10時50分)

【議題】

議案第49号 令和5年度宜野湾市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議案第52号 令和5年度宜野湾市介護保険特別会計補正予算(第1号)

議案第53号 令和5年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

○伊佐文貴 委員長 次に、継続審査となっております議案第49号 令和5年度宜野湾市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)、議案第52号 令和5年度宜野湾市介護保険特別会計補正予算(第1号)、議案第53号 令和5年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、以上3件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本3件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより議案第49号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午前10時52分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午前10時52分)

【議題】

議案第56号 宜野湾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○伊佐文貴 委員長 次に、継続審査となっております議案第56号 宜野湾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより議案第56号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【議題】

議案第61号 宜野湾学校給食センターコンテナ洗浄機備品購入に係る物品の取得について

○伊佐文貴 委員長 次に、継続審査となっております議案第61号 宜野湾学校給食センターコンテナ洗浄機備品購入に係る物品の取得についてを議題といたします。

本件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより議案第61号を採決いたします。本件は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は同意されました。

【議題】

認定第2号 令和4年度宜野湾市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第5号 令和4年度宜野湾市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第6号 令和4年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○伊佐文貴 委員長 次に、継続審査となっております認定第2号 令和4年度宜野湾市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号 令和4年度宜野湾市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 令和4年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、以上3件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本3件については、本定例会で結論を出すのは困難であり、なお慎重に審査する必要がありますので、閉会中の継続審査としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午前10時54分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午前10時55分)

【議題】

請願第1号 沖縄県に早急なPFAS血中濃度検査等を求める請願

請願第3号 福祉施設や教育施設で、ゲノム編集トマトの種苗を受け取らないこと、学校給食でゲノム編集された食材を使用しないことを求める請願

請願第4号 「フッ化物洗口」を学校で教職員に行わせないことを求める請願

請願第5号 教職員の働き方改革に向けたとりくみに関する請願

陳情第1号 学校における子供の健全な育成を求める陳情

陳情第5号 母子生活支援施設設置について

陳情第7号 令和5年度福祉施策及び予算の充実について

陳情第8号 帯状疱疹ワクチン接種費用の公費助成に関する陳情

陳情第16号 「現物給付」への国のペナルティを直ちに全廃し18歳までこども医療費無料制度実現などこども医療費無料制度の改善を求める陳情

○伊佐文貴 委員長 次に、請願第1号 沖縄県に早急なPFAS血中濃度検査等を求める請願、請願第3号 福祉施設や教育施設で、ゲノム編集トマトの種苗を受け取らないこと、学校給食でゲノム編集された食材を使用しないことを求める請願、請願第4号 「フッ化物洗口」を学校で教職員に行わせないことを求める請願、請願第5号 教職員の働き方改革に向けたとりくみに関する請願、陳情第1号 学校における子供の健全な育成を求める陳情、陳情第5号 母子生活支援施設設置について、陳情第7号 令和5年度福祉施策及び予算の充実について、陳情第8号 帯状疱疹ワクチン接種費用の公費助成に関する陳情、陳情第16号 「現物給付」への国のペナルティを直ちに全廃し18歳までこども医療費無料制度実現などこども医療費無料制度の改善を求める陳情、以上9件を一括して議題といたします。

本9件については、本定例会で結論を出すのは困難であり、なお慎重に審査する必要がありますので、閉会中の継続審査としておきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

よって、本委員会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

(閉会時刻 午前10時57分)